①　暫定諸経費

諸経費のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの。

②　暫定船舶売却代金更生協力金

船舶売却代金更生協力金のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの。

暫定船舶売却代金更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

イ　預金質権の設定（担保変換）

管財人は、本件売却代金全額を受領した日から７日以内に、暫定売却手取額を適切な金融機関に預金し、当該預金の元本払戻請求権を目的とし、本件船舶に係る更生担保権のうち後記⑸及び⑹の定めに従い弁済を受けることとなる更生担保権並びに後記⑹ウの定めに従い弁済を受けることとなる一般更生債権を被担保債権とする質権を裁判所の許可を得て設定する。なお、預金の利息金については管財人が支払を受ける。

⑸　仮弁済

ア　仮弁済額の確定

管財人は、船舶確定更生担保権について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日又は前記⑵以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。ただし、仮弁済額が確定更生担保権額を超過する場合、仮弁済として確定更生担保権額を支払う。

イ　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、前記⑷イの定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

⑹　本弁済

ア　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び船舶売却代金更生協力金が確定したときは、売却手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記イないしエの定めに従い弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」といい、本弁済により弁済される額を「本弁済額」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに船舶更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済日及び本弁済の概要について通知するものとする。

イ　確定更生担保権額を下回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、船舶更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、本弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

ウ　確定更生担保権額を上回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、船舶更生担保権者が、一般更生債権（ただし、売却手取額が本件船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権（本節第１、２⑶に基づき権利変更された一般更生債権を含む。）に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、船舶更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

エ　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記⑷イの定めに従い設定された質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

第３　更生担保権の弁済の上限に関する特則

将来傭船料債権更生担保権者及び船舶更生担保権者が、更生担保権への弁済として合算して弁済を受けることのできる総額は、別表８－１及び別表８－２の「債権総額（弁済上限額）」欄記載の額（以下「弁済上限額」という。）を上限とし、船舶更生担保権への弁済（前記第２、２⑸仮弁済以降の更生担保権の弁済をいう。以下同じ。）は、弁済上限額から、傭船料債権回収金弁済総額を控除した残額（前記第１、２⑶の定めに従い更生債権として弁済される額及び前記第１、２⑷により確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）として弁済される額を含む。以下「本弁済前残高」という。）を上限とする。本弁済前残高が船舶更生担保権の確定担保権額を下回る場合、その下回る額に相当する金額の船舶更生担保権については、将来傭船料債権更生担保権であったものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

２　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権

確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　1,540,800,250円及び額未定

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回免除及び第１回弁済

⑴　第１回免除

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　第１回弁済

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、第１回免除後の債権額（以下「元本等」という。）（外貨建債権については外貨での金